

令和7年度渋谷区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

補助金の申請に関するQ＆A

令和7年10月16日時点

	項目	質問	渋谷区
1	対象	渋谷区に住民登録があることが条件ですか。	申請者(保護者)及び対象児童の住民登録が渋谷区にあることが条件です。
2	対象	子どもが保育園や幼稚園に入園していても対象になりますか。	保育園や幼稚園などに在籍していても対象となります。
3	対象	育児休業中や在宅勤務の場合でも対象になりますか。	保護者の就労状況に関わらず対象となります。
4	対象	渋谷区民ですが、区外の実家に里帰りする場合、対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。なお、その際の交通費等オプションは対象外です。
5	対象	区外在住ですが、渋谷区の実家に里帰りする場合、対象になりますか。	申請者(保護者)及び対象児童の住民登録が渋谷区にあることが条件ですので、対象となりません。
6	対象	区外在住ですが、渋谷区内で利用する場合、対象となりますか。	申請者(保護者)及び対象児童の住民登録が渋谷区にあることが条件ですので、対象となりません。
7	対象	自宅以外の場所で保育を依頼した場合、対象となりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。なお、その際の交通費等オプションは対象外です。
8	対象	渋谷区外に転出した場合、いつまで対象ですか。	渋谷区に住民登録がある時の利用分のみ対象です。他の区市町村へ転入届を提出した際の異動日の前日(届出日ではありません)までの利用分となります。
9	対象	病児・病後児保育の場合でも対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。
10	対象	子どもが感染症などの病気の場合の保育でも対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。
11	対象	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
12	対象	対象児童2人の保育をベビーシッター1人に依頼できますか。	できません。 対象児童の人数＝ベビーシッターの人数となります。ただし、保護者がベビーシッターと一緒に保育をする(共同保育)場合は可能です。なお、保護者が家事を行っているときや在宅勤務時間中などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育に当たりません。
13	対象	障がい児の定義として、要件はありますか。	障がい児の認定は身体障害者手帳等の写し、医師による診断書や、療育等への通所受給者証などにより行います。
14	対象	ひとり親家庭の定義として、要件はありますか。	ひとり親家庭の定義は、下記のとおりです。「母子家庭の母」「父子家庭の父」「配偶者のない女子(男子)で現に児童を扶養しているもの」 ※配偶者のない女子(男子)の定義 ・配偶者と死別し、現に婚姻をしていない女子(男子) ・離婚し、現に婚姻をしていない女子(男子) ・配偶者の生死が明らかでない女子(男子) ・配偶者から遺棄されている女子(男子) ・配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子(男子) ・配偶者が精神又は身体の障害により、長期間労働能力を失っている女子(男子)配偶者が長期間拘禁されているため、その扶養を受けられない女子(男子) ・婚姻によらないで母(父)となった女子(男子)で、現に婚姻をしていない者 ※児童の定義 20歳に満たない者
15	対象	ひとり親家庭において、例えば4月15日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間数は、婚姻した日である4月15日から144時間となりますか。	婚姻の日が属する月の末日(4月30日)まで、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の年間の上限時間数は、288時間とします。5月1日から、年間の上限時間数は、144時間となります。
16	対象	ひとり親家庭において、例えば11月22日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった。その際の合計利用時間は、200時間でした。144時間を超えた56時間分を返還する必要がありますか。	返還は求めません。また、婚姻の日が属する月の末日(11月30日)まで、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の年間の上限時間数は、288時間とします。12月1日から年間の上限時間数が144時間となり、今回既に200時間利用しているため、当該年度の利用はできません。
17	対象	ひとり親家庭について、例えば11月22日にひとり親家庭になり、その時点での合計利用時間は144時間であった。11月22日から144時間を超える利用はできますか。	月の途中でひとり親家庭となった場合、申請のあった翌月から対象となるため、12月1日から上限時間が288時間となり、11月22日から144時間を超える利用はできません。
18	補助上限時間	翌年度に繰り越すことはできますか。	年度あたりの補助上限時間を定めているため、繰り越しはできません。
19	補助上限時間	年度の途中から渋谷区に転入した場合、上限時間は何時間ですか。	転入前の自治体で同制度を利用していた場合は、年度あたりの補助上限時間から利用分を引いた時間となりますので、申し出てください。利用がない場合は、年度途中でも、年度あたりの補助上限時間となります。
20	利用内容	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです。保護者が契約において同意していること、保護者が常に保育に関わっていることが必要です。なお、保護者が ・家事を行っているとき ・在宅勤務時間中 などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育には当たりません。
21	利用案内	共同保育の場合、利用料金の計算方法はどのようにになりますか。	領収書や利用明細書の記載によって、次のようになります。 ①児童ごとの金額が分からず、合計金額が記載されている場合は、【合算÷児童数】で算出します。 ②児童ごとの金額が明確な場合は、児童ごとに金額を算出します。
22	利用事業者	区がベビーシッターの事業者を紹介してくれるのですか。	区で紹介はしません。利用料金、会費の有無、予約の取りやすさ等は事業者により異なるため、各社のホームページをご確認いただき、直接お問い合わせの上、東京都のベビーシッター認定事業者の中からご自身で選びください。
23	利用事業者	東京都のベビーシッター認定事業者を利用すれば必ず補助対象になりますか。	認定事業者であっても、要件証明書が発行可能なベビーシッターでないと対象になりません。「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用するため、要件証明書が発行可能なベビーシッターを依頼したい」ことを事業者にお伝えください。
24	利用事業者	補助対象となるベビーシッターはどのような資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件(研修受講、保育経験等)を満たしています。 どのような要件を満たしているかはベビーシッターにより異なるため、ご利用前に東京都のベビーシッター認定事業者へ直接お問い合わせください。

25	補助対象料金	補助対象の料金は、具体的にどのようなものですか。	利用したベビーシッター認定事業者に支払った金額のうち、純然たる保育サービス提供対価（保育料や一般的な保育サービスに付随する加算料金）が対象で、具体的には以下のとおりです。 ・純然たる保育サービス ・土日祝・早朝・夜間料金 ・病児・病後児加算 ・短時間割り増し ・年齢加算 ・遠方料金（交通費ではなく保育料に係る加算のみ） ・送迎（保育を伴う場合のみ） ・シーズン加算（年末年始等） ・当日/前日予約
26	補助対象料金	補助対象外の料金は、具体的にどのようなものですか。	補助対象外の料金は以下のとおりです。 ・交通費 ・沐浴加算（保育料に含まれる場合は対象です） ・送迎のみ ・キャンセル料 ・月会費 ・入会金 ・教育関連オプション ・保険料 ・おむつ代等の実費 ・家事支援 ・産後ケア ・事前面談料 ・ポイント購入費用 など
27	補助対象料金	利用したベビーシッター事業者の月会費に利用料金が含まれている場合、申請できますか。	月会費に利用料金が含まれている場合、実際に保育サービスを利用した月については月会費も補助の対象になります。領収書（利用月の月会費を含むもの及び利用月の保育料を含むもの）と明細書等（利用日の明細を含むもの）をご提出ください。 利用が無い月については補助対象となりません。
28	補助額	補助額はどのように算出されますか。	月ごとの補助対象時間に補助上限額をかけた額と、実際に支払った補助対象料金の額を比べて少ないほうになります。
29	補助額	同じ月に日中利用と夜間利用をした場合、補助対象時間はどのようになりますか。	日中利用（7時から22時まで）と夜間利用（22時から翌7時まで）でそれぞれ時間を合計します。なお、それぞれの合計時間に生じた1時間未満の端数を足して1時間以上の場合は、端数の割合の大きい利用区分に1時間を加えます。端数が日中、夜間共に30分ずつの場合は、夜間に加えます。 例：10月に次のとおり利用した場合 日中利用の合計時間 2時間30分⇒端数を切捨 2時間 ① 夜間利用の合計時間 1時間40分⇒端数を切捨 1時間 ② 日中利用の合計時間の端数 30分 夜間利用の合計時間の端数 40分 端数の割合の大きいのは夜間 端数の合計は70分≧60分 1時間 ③ 10月の補助対象時間は日中利用が①2時間、夜間利用が②+③＝2時間となります。補助上限時間からは、①+②+③＝4時間を引くこととなります。
30	補助額	上記の場合、補助上限額はいくらですか。	上記10月の補助上限額は 日中利用 @2,500×2時間＝5,000円 夜間利用 @3,500×2時間＝7,000円 合計12,000円
31	補助額	クーポンやポイント利用、会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合の補助額はようになりますか。	補助対象料金からクーポンやポイント利用分、福利厚生等の割引分を引いた、実際に支払った額と月ごとの補助対象時間に補助上限額をかけた額を比べて少ないほうになります。 なお、申請時に、割引額が補助対象外経費に充てられたことが分かる書類の提出が無い場合、一律に補助対象料金から差し引いて算出します。
32	申請手続き	本事業に申請する場合、区への事前登録は必要ですか。	区への事前登録は不要です。 区ホームページで事前に利用条件等をご確認のうえ、東京都のベビーシッター認定事業者と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください。 なお、電子申請の場合、初回の申請前に『渋谷マイポータル』の新規アカウント登録が必要です。
33	申請手続き	子どもが複数いる場合、「申請書」「利用内訳表」は複数人分をまとめて構わないですか。	児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの申請をお願いします。
34	申請手続き	郵送申請の場合、添付した書類は返却してもらえますか。	申請時に提出した書類は返却できません。
35	申請手続き	郵送申請で切手代が不足していたことに気付きました。どうすれば良いですか。	切手の貼り忘れ、不足分は、受理せずに返送いたしますので再度ご提出ください。また普通郵便の場合、書類送付後の追跡ができません。申請書類の紛失が心配な方はレターパック等での送付をしてください。
36	申請手続き	利用月が複数ある場合、「補助金交付申請書兼口座振替依頼書」「利用内訳表」は月ごとに作成する必要がありますか。	「補助金交付申請書兼口座振替依頼書」はまとめて申請できますが、できる限り利用した月の翌月締切期限内に申請をお願いします。「利用内訳表」は月ごとに作成する必要があります。
37	申請手続き	「補助金交付申請書兼口座振替依頼書」の申請者、振込口座名義、領収書の宛名が異なることは問題ないですか。	「補助金交付申請書兼口座振替依頼書」の申請者、振込口座名義、領収書の宛名はすべて同じ方である必要があります。
38	申請手続き	利用した翌月の申請締切日に間に合い合わなかった場合、申請できますか。	各月の申請期限に間に合わなかった場合でも、令和7年度利用分（令和7年10月1日から令和8年3月31日までの利用分）は最終申請期限である令和8年4月15日（必着）まで申請可能ですが、できる限り利用した月の翌月締切期限内に申請をお願いします。
39	申請手続き	最終申請締切日を過ぎてしまった場合、どうすれば良いですか。	令和7年度利用分（令和7年10月1日から令和8年3月31日までの利用分）は最終申請締切日である令和8年4月15日（必着）に間に合わない場合は、補助金を交付できません。
40	申請手続き	前回申請時と同じ内容でベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	「ベビーシッター要件証明書」は、前回申請時に提出済みの場合でも申請ごとに提出してください。
41	申請手続き	「ベビーシッター要件証明書」は、利用したベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の「ベビーシッター要件証明書」が必要です。
42	申請手続き	1回の申請で同じベビーシッターを利用した場合「ベビーシッター要件証明書」は何枚必要ですか。	同じベビーシッターであれば、1枚提出してください。
43	その他	交付された補助金は所得税等の課税対象となりますか。	非課税対象となります。